低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬及び処分委託仕様書

業務番号	中東 7 橋修第 999 の 3 号の 2 の 2 中東 8 橋修第 999 号の 2 の 2
業 務 名	低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬及び処分委託 （管内一円（梅の木谷橋ほか）橋りょう維持修繕業務委託）
引渡場所	京都府綾部市川糸町丁畠 10−2
履行期間	契約締結日から令和9年3月25日まで

（業務の目的）

本府が管理する橋梁において、塗膜にPCBが含有されており、その塗膜を除去のうえ京都府中丹東土木事務所に適時、保管しているところである。

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づき、中丹東土木事務所の廃棄物保管庫に保管してある塗膜及び防護服等の低濃度PCB廃棄物を収集運搬・処分するものである。

（法令等の遵守）

委託業務の実施にあたっては、以下の関係法令及び環境省が定めるガイドラインの最新版を遵守するものとする。また、消防法、労働安全衛生法及びその他現行諸法令を遵守するとともに、関係各所への一切の責任を負うものとする。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法
・低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン
・低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編） 等

（廃棄物の数量について）

別紙 1 参照とする。

（試験結果について）

別紙 2 参照とする。

（業務内容）

本業務は、以下の内容により実施する。

（1） 作業計画書及び工程表の提出（契約締結 15 日以内の提出）
（2） 履行期間内での低濃度 PCB 廃棄物の引渡場所から処理施設までの収集運搬（保管場所からの搬入作業を含む）
（3） 履行期間内での低濃度PCB廃棄物の処理施設での無害化処理及び処分
（4） 業務処理状況報告の提出
（ア）処理結果を記した報告書（写真を含む。）
（イ）産業廃棄物管理票（マニフェスト）

（搬出日）

令和 9 年 1 月 31 日までに引渡場所から搬出すること。なお、上記日程が困難な場合については、監督職員と協議の上、搬出日を決定するものとする。

（損害賠償）

（1） 受注者は、本業務の実施に際して、発注者の建物、設備及び工作物等に損傷を与えないように十分注意し、必要に応じて、養生等を行うこと。なお、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の負担及び責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

（2） 受注者は、運搬経路図による経路に廃棄物が脱落、飛散しないよう万全の処置を講ずるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散等で損害が発生した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとし、速やかに発注者に報告すること。

（その他）

（1）受注者は、本業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき必要な許可または認定を受けているものとする。また、その写しを契約締結時に提出すること。

（2）マニフェストは受注者において用意し、発注者へ提出すること。

（3）受注者は、収集運搬にあたって道路規制部分の許可申請が必要な場合は、警察に申請を行い許可を得ること。

（4）関係各所との調整及び委託業務の実施に当たって必要となる関係各所への申請・届出については、全て受注者の負担により実施しなければならないものとする。

（5）本業務の遂行に必要な人員、機材等を確保していること。

（6）別紙 1 における数量等に変更が見られた場合、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

（7）別紙 2 における分析結果以上の分析が必要な場合は、監督職員と協議のうえ分析を実施することとし、設計変更の対象とする。

（8）その他、この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めること。